

令和 7 年 1 月

射水市議会定例会議案

目 次

- 議案第 81 号 令和 7 年度射水市一般会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 82 号 令和 7 年度射水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 83 号 令和 7 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 84 号 令和 7 年度射水市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 85 号 令和 7 年度射水市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 86 号 令和 7 年度射水市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 87 号 令和 7 年度射水市病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 88 号 射水市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 議案第 89 号 射水市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について
- 議案第 90 号 射水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 91 号 射水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 92 号 射水市上下水道事業経営委員会条例の一部改正について
- 議案第 93 号 射水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 94 号 射水市立学校体育施設の開放に関する条例の一部改正について
- 議案第 95 号 射水市火災予防条例の一部改正について
- 議案第 96 号 高岡市とのとやま呉西圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更に関する協議について
- 議案第 97 号 氷見市とのとやま呉西圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更に関する協議について
- 議案第 98 号 砺波市とのとやま呉西圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更に関する協議について
- 議案第 99 号 小矢部市とのとやま呉西圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更に関する協議について

- 議案第100号 南砺市とのとやま呉西圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更に関する協議について
- 議案第101号 指定管理者の指定について
- 議案第102号 指定管理者の指定について
- 議案第103号 指定管理者の指定について
- 議案第104号 指定管理者の指定について

議案第 88 号

射水市職員の給与に関する条例等の一部改正について

射水市職員の給与に関する条例等の一部を次のように改正する。

令和 7 年 1 月 4 日 提出

射水市長 夏野元志

射水市条例第 号

射水市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(射水市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 射水市職員の給与に関する条例（平成 17 年射水市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 6 項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員」を「医療職給料表（2）の適用を受ける職員でその職種の級が 7 級であるもの又は医療職給料表（3）の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級であるもの」に改める。

第 9 条第 1 項中「31 万円」を「31 万 800 円」に改める。

第 13 条第 2 項第 2 号ウからスまでを次のように改める。

ウ 使用距離が片道 10 キロメートル以上 15 キロメートル未満である職員 7,300 円

エ 使用距離が片道 15 キロメートル以上 20 キロメートル未満である職員 10,400 円

オ 使用距離が片道 20 キロメートル以上 25 キロメートル未満である職員 13,500 円

カ 使用距離が片道 25 キロメートル以上 30 キロメートル未満である

る職員 16, 600円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 19, 700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 22, 800円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 25, 900円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 29, 100円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 32, 300円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 35, 500円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38, 700円

第22条第1項中「4, 400円」を「4, 700円」に、「2万1, 000円」を「2万2, 500円」に、「7, 400円」を「7, 700円」に、「6, 600円」を「7, 050円」に、「3万1, 500円」を「3万3, 750円」に、「1万1, 100円」を「1万1, 550円」に改め、同条第2項中「2万2, 000円」を「2万3, 500円」に改める。

第25条第2項中「100分の125」を「100分の127. 5」に、「100分の105」を「100分の107. 5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127. 5」に、「100分の70」を「100分の72. 5」に、「100分の105」を「100分の107. 5」に、「100分の60」を「100分の62. 5」に改める。

第28条第2項第1号中「100分の105」を「100分の107. 5」

に、「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の52.5」に、「100分の60」を「100分の62.5」に改める。

別表1から別表3までを次のように改める

別表1 行政職給料表（第3条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額							
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300	
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900	
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600	
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400	
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800	
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500	
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000	

	34	242, 900	278, 200	312, 900	359, 900	383, 400	414, 900	459, 400	
	35	243, 800	279, 000	314, 200	361, 700	384, 400	415, 500	459, 800	
	36	244, 800	279, 600	315, 500	363, 500	385, 400	416, 200	460, 200	
	37	245, 800	280, 300	316, 700	365, 000	386, 200	416, 800	460, 600	
	38	246, 700	281, 100	318, 000	366, 400	387, 100	417, 400	460, 900	
	39	247, 600	281, 800	319, 300	367, 800	388, 000	417, 900	461, 200	
	40	248, 400	282, 500	320, 600	369, 200	388, 800	418, 300	461, 500	
	41	249, 200	283, 200	321, 900	370, 700	389, 600	418, 700	461, 800	
	42	249, 900	283, 900	323, 100	371, 500	390, 400	418, 900	462, 100	
	43	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400	391, 200	419, 200	462, 400	
	44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500	462, 700	
	45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800	463, 000	
	46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100		
	47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400		
	48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700		
	49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900		
	50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200		
	51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400		
	52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700		
	53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900		
	54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200		
	55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500		
	56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800		
	57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000		
	58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300		
	59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600		
	60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800		
	61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000		
	62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300		
	63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600		
	64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800		
	65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000		
	66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300		
	67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600		
	68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800		
	69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000		
	70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300		
	71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600		
	72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800		
	73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000		
	74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300			
	75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600			
	76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800			
	77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000			
	78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300			
	79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600			
	80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800			

	81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000			
	82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300			
	83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600			
	84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800			
	85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000			
	86	266,200	305,800	355,700					
	87	266,500	306,100	356,100					
	88	266,800	306,400	356,500					
	89	267,100	306,700	356,700					
	90	267,400	307,000	357,100					
	91	267,700	307,300	357,500					
	92	268,000	307,600	357,900					
	93	268,300	307,800	358,100					
	94		308,000	358,400					
	95		308,300	358,800					
	96		308,700	359,100					
	97		308,900	359,400					
	98		309,200	359,800					
	99		309,500	360,200					
	100		309,900	360,600					
	101		310,100	361,100					
	102		310,400	361,500					
	103		310,700	361,900					
	104		311,000	362,300					
	105		311,200	362,800					
	106		311,500	363,200					
	107		311,800	363,500					
	108		312,100	363,800					
	109		312,300	364,200					
	110		312,600						
	111		313,000						
	112		313,300						
	113		313,500						
	114		313,700						
	115		314,000						
	116		314,400						
	117		314,600						
	118		314,800						
	119		315,100						
	120		315,400						
	121		315,700						
	122		315,900						
	123		316,200						
	124		316,500						
	125		316,800						
定年前再任用短時		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200

間勤務職員								
-------	--	--	--	--	--	--	--	--

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第30条に規定する職員を除く。

別表2 公安職給料表（第3条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		号給	給料月額						
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	225,600	246,600	269,600	308,200	344,100	365,700	396,700	433,100
	2	228,000	248,800	271,500	309,200	345,600	367,400	398,400	434,700
	3	230,400	251,000	273,600	310,100	347,000	369,100	400,000	436,200
	4	232,800	253,200	275,700	311,000	348,500	370,700	401,700	437,700
	5	235,100	255,400	277,700	311,600	350,000	372,300	403,200	439,200
	6	237,500	257,400	279,000	312,300	351,400	374,000	404,800	440,800
	7	239,900	259,400	280,300	312,900	352,700	375,600	406,400	442,200
	8	242,100	261,200	281,600	313,600	354,000	377,100	408,000	443,600
	9	244,300	263,000	282,900	314,200	355,300	378,600	409,500	444,700
	10	246,400	264,700	284,200	314,900	356,900	380,200	411,100	446,100
	11	248,500	266,400	285,400	315,600	358,500	381,800	412,700	447,600
	12	250,500	267,800	286,600	316,200	360,100	383,400	414,300	449,100
	13	252,400	269,200	287,800	316,900	361,500	385,000	415,800	450,400
	14	254,400	271,000	288,800	317,600	363,100	386,600	417,800	452,100
	15	256,400	272,300	289,800	318,200	364,600	388,200	419,800	453,700
	16	258,000	273,700	291,200	319,000	366,100	389,800	421,800	455,300
	17	259,600	275,100	292,300	319,700	367,600	391,400	423,300	456,700
	18	261,100	276,300	293,400	320,500	369,200	393,000	425,000	458,400
	19	262,600	277,500	294,500	321,500	370,700	394,600	426,600	460,100
	20	264,100	278,600	295,600	322,300	372,200	396,200	428,300	461,700
	21	265,600	279,900	296,800	323,200	373,700	397,700	429,900	463,100
	22	267,100	281,000	297,400	324,400	375,300	399,300	431,400	463,800
	23	268,600	282,200	297,900	325,700	376,900	401,000	432,900	464,500
	24	270,100	283,300	298,500	327,000	378,500	402,700	434,300	465,200
	25	271,600	284,600	298,900	328,200	379,900	404,400	435,500	465,600
	26	272,800	285,900	299,500	329,700	381,600	406,400	437,000	466,100
	27	274,000	287,100	300,000	331,000	383,300	408,200	438,500	466,700
	28	275,200	288,300	300,500	332,000	384,900	410,100	439,900	467,300
	29	276,400	289,200	300,900	332,900	386,500	411,800	441,400	467,900
	30	277,500	290,200	301,500	334,100	388,100	413,200	442,700	468,600
	31	278,600	291,300	302,000	335,200	389,700	414,400	443,900	469,100
	32	279,700	292,300	302,500	336,300	391,300	415,700	445,100	469,600
	33	281,000	293,500	303,000	337,400	393,000	416,700	446,100	470,100
	34	282,300	294,100	303,600	338,600	395,000	417,800	446,800	470,400
	35	283,500	294,700	304,000	339,800	397,000	418,800	447,500	470,700

	36	284, 800	295, 300	304, 400	340, 800	399, 000	419, 800	448, 200	471, 100
	37	285, 700	295, 700	304, 900	341, 900	400, 700	420, 900	448, 700	471, 400
	38	286, 700	296, 300	305, 500	343, 100	402, 400	422, 000	449, 100	471, 600
	39	287, 800	296, 900	306, 100	344, 300	403, 900	423, 100	449, 500	471, 900
	40	288, 900	297, 400	306, 600	345, 500	405, 400	424, 200	449, 800	472, 100
	41	290, 100	297, 800	307, 200	346, 600	406, 600	425, 400	450, 100	472, 400
	42	290, 700	298, 400	307, 900	347, 700	407, 600	426, 200	450, 400	472, 600
	43	291, 300	299, 000	308, 600	348, 900	408, 600	427, 000	450, 700	472, 800
	44	291, 800	299, 500	309, 200	350, 100	409, 600	427, 600	451, 000	473, 000
	45	292, 200	299, 900	309, 800	351, 200	410, 600	428, 100	451, 200	473, 400
	46	292, 700	300, 400	310, 600	352, 500	411, 700	428, 800	451, 500	
	47	293, 200	300, 900	311, 400	353, 700	412, 800	429, 500	451, 800	
	48	293, 700	301, 400	312, 100	354, 900	413, 900	430, 100	452, 000	
	49	294, 100	301, 900	312, 900	356, 100	415, 200	430, 800	452, 300	
	50	294, 600	302, 400	313, 900	357, 400	416, 000	431, 200	452, 600	
	51	295, 100	303, 000	314, 900	358, 700	416, 800	431, 800	452, 900	
	52	295, 600	303, 500	315, 900	360, 000	417, 400	432, 400	453, 200	
	53	296, 100	304, 100	316, 900	360, 900	417, 900	432, 800	453, 400	
	54	296, 700	304, 700	318, 000	362, 200	418, 600	433, 200	453, 700	
	55	297, 100	305, 400	319, 000	363, 400	419, 200	433, 700	453, 900	
	56	297, 500	306, 000	320, 000	364, 600	419, 900	434, 200	454, 200	
	57	298, 000	306, 600	321, 000	365, 700	420, 200	434, 700	454, 400	
	58	298, 500	307, 400	322, 100	367, 000	420, 900	435, 200	454, 700	
	59	299, 000	308, 200	323, 200	368, 400	421, 600	435, 600	455, 000	
	60	299, 400	308, 900	324, 300	369, 800	422, 100	436, 000	455, 200	
	61	299, 900	309, 700	325, 100	371, 100	422, 500	436, 400	455, 400	
	62	300, 300	310, 500	326, 200	372, 600	422, 900	436, 700	455, 700	
	63	300, 800	311, 300	327, 300	374, 100	423, 400	437, 000	456, 000	
	64	301, 200	312, 200	328, 400	375, 500	423, 900	437, 300	456, 300	
	65	301, 700	313, 000	329, 300	376, 700	424, 400	437, 500	456, 500	
	66	302, 200	313, 800	330, 400	378, 100	424, 800	437, 800	456, 800	
	67	302, 600	314, 600	331, 500	379, 400	425, 300	438, 100	457, 100	
	68	303, 000	315, 400	332, 600	380, 800	425, 800	438, 300	457, 400	
	69	303, 500	316, 300	333, 600	381, 900	426, 300	438, 500	457, 600	
	70	303, 900	317, 100	334, 700	383, 100	426, 800	438, 800	457, 900	
	71	304, 300	318, 000	335, 900	384, 300	427, 400	439, 100	458, 200	
	72	304, 800	318, 900	337, 100	385, 500	427, 900	439, 300	458, 500	
	73	305, 300	319, 500	337, 800	386, 800	428, 300	439, 500	458, 700	
	74	305, 800	320, 400	339, 100	388, 000	428, 900	439, 800		
	75	306, 400	321, 300	340, 400	389, 200	429, 300	440, 100		
	76	306, 800	322, 100	341, 700	390, 300	429, 500	440, 300		
	77	307, 300	322, 700	342, 900	391, 400	429, 800	440, 500		
	78	307, 800	323, 600	344, 300	392, 600	430, 300	440, 800		
	79	308, 400	324, 500	345, 700	393, 700	430, 600	441, 100		
	80	309, 000	325, 500	347, 100	394, 900	430, 900	441, 300		
	81	309, 500	326, 400	348, 400	396, 000	431, 200	441, 500		
	82	310, 000	327, 400	350, 000	396, 600	431, 600	441, 800		

83	310, 700	328, 300	351, 500	397, 100	432, 000	442, 100		
84	311, 300	329, 300	353, 000	397, 600	432, 400	442, 300		
85	311, 900	330, 200	354, 400	398, 200	432, 700	442, 500		
86	312, 500	331, 200	355, 900	398, 800				
87	313, 200	332, 200	357, 400	399, 400				
88	313, 900	333, 200	358, 800	400, 000				
89	314, 600	334, 100	360, 100	400, 300				
90	315, 300	335, 400	361, 300	400, 800				
91	316, 000	336, 600	362, 500	401, 300				
92	316, 700	337, 800	363, 800	401, 800				
93	317, 200	339, 000	365, 100	402, 200				
94	318, 100	340, 300	366, 600	402, 600				
95	319, 000	341, 500	368, 100	403, 100				
96	319, 800	342, 700	369, 500	403, 600				
97	320, 500	343, 900	370, 800	404, 000				
98	321, 400	345, 200	372, 000	404, 500				
99	322, 300	346, 400	373, 100	405, 000				
100	323, 200	347, 600	374, 300	405, 400				
101	324, 100	349, 000	375, 400	405, 700				
102	325, 100	349, 900	376, 500	406, 100				
103	326, 100	350, 900	377, 600	406, 500				
104	327, 000	352, 000	378, 700	406, 800				
105	327, 800	353, 100	379, 900	407, 100				
106	328, 400	354, 200	380, 400	407, 600				
107	329, 000	355, 200	381, 000	408, 100				
108	329, 600	356, 200	381, 600	408, 600				
109	330, 100	357, 400	382, 200	408, 900				
110	330, 600	358, 400	382, 700	409, 400				
111	331, 000	359, 400	383, 100	409, 900				
112	331, 500	360, 300	383, 600	410, 400				
113	332, 300	361, 200	384, 000	410, 700				
114	332, 900	362, 100	384, 400	411, 200				
115	333, 600	363, 000	384, 900	411, 700				
116	334, 200	364, 000	385, 400	412, 200				
117	334, 800	365, 000	385, 800	412, 600				
118	335, 500	365, 400	386, 300	413, 100				
119	336, 200	366, 000	386, 900	413, 500				
120	336, 900	366, 600	387, 400	414, 000				
121	337, 500	366, 900	387, 600	414, 400				
122	337, 800	367, 300	388, 100					
123	338, 300	367, 700	388, 600					
124	338, 800	368, 100	389, 000					
125	339, 100	368, 500	389, 500					
126		368, 900	390, 000					
127		369, 300	390, 500					
128		369, 700	391, 000					
129		370, 100	391, 300					

	130		370,500	391,800						
	131		370,900	392,300						
	132		371,300	392,800						
	133		371,500	393,100						
	134		372,000	393,600						
	135		372,300	394,000						
	136		372,600	394,400						
	137		372,900	394,700						
	138		373,300	395,100						
	139		373,800	395,600						
	140		374,300	396,100						
	141		374,600	396,400						
	142		375,100							
	143		375,600							
	144		376,100							
	145		376,400							
定年前再任用短時間勤務職員		255,400	267,500	272,000	304,600	321,900	336,500	360,700	397,000	

備考 この表は、消防業務に従事する職員に適用する。

別表3 医療職給料表（第3条関係）

ア 医療職給料表（1）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	305,600	415,600	470,300	566,200	613,700
	2	307,900	418,300	472,300	572,300	619,500
	3	310,200	420,900	474,200	577,400	624,500
	4	312,400	423,300	476,100	582,100	628,800
	5	314,500	425,600	477,500	586,400	632,800
	6	318,000	427,800	479,200	590,700	636,200
	7	321,500	429,800	481,000	594,100	639,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000	641,800
	9	328,300	434,000	484,600	599,500	
	10	331,800	435,500	486,300	601,800	
	11	335,200	437,000	488,100		
	12	338,600	438,500	489,900		
	13	342,000	439,900	491,700		
	14	345,500	441,300	493,400		
	15	348,900	442,800	495,200		
	16	352,300	444,200	497,000		
	17	355,700	445,500	498,800		

	18	358, 800	447, 000	500, 700		
	19	362, 000	448, 400	502, 600		
	20	365, 200	449, 800	504, 500		
	21	368, 500	451, 100	506, 400		
	22	371, 600	452, 600	508, 100		
	23	374, 700	454, 000	509, 900		
	24	377, 700	455, 400	511, 700		
	25	380, 800	456, 800	513, 300		
	26	383, 100	458, 200	515, 100		
	27	385, 400	459, 500	516, 900		
	28	387, 600	460, 900	518, 400		
	29	389, 500	462, 300	519, 800		
	30	391, 200	463, 600	521, 500		
	31	392, 900	465, 000	523, 300		
	32	394, 700	466, 400	525, 000		
	33	396, 400	467, 700	526, 500		
	34	398, 200	469, 100	527, 800		
	35	399, 800	470, 400	529, 100		
	36	401, 100	471, 800	530, 400		
	37	402, 500	473, 200	531, 400		
	38	403, 900	474, 900	532, 700		
	39	405, 300	476, 500	534, 000		
	40	406, 700	478, 000	535, 300		
	41	408, 200	479, 600	536, 300		
	42	408, 900	480, 800	537, 100		
	43	409, 500	481, 900	537, 900		
	44	410, 100	483, 000	538, 700		
	45	410, 900	484, 000	539, 600		
	46	411, 500	484, 900	540, 400		
	47	412, 100	485, 800	541, 200		
	48	412, 600	486, 600	541, 900		
	49	413, 100	487, 300	542, 700		
	50	413, 500	488, 000	543, 500		
	51	414, 000	488, 700	544, 200		
	52	414, 400	489, 300	545, 100		
	53	414, 800	489, 900	546, 000		
	54	415, 100	490, 600	546, 800		
	55	415, 400	491, 200	547, 700		
	56	415, 800	491, 800	548, 600		
	57	416, 100	492, 100	549, 400		
	58	416, 500	492, 700	550, 200		
	59	416, 800	493, 300	551, 000		
	60	417, 200	494, 000	551, 700		
	61	417, 600	494, 400	552, 500		
	62	417, 900	495, 000	553, 400		
	63	418, 200	495, 700	554, 300		
	64	418, 500	496, 400	555, 200		

	65	418,800	496,800	556,000		
	66		497,400	556,900		
	67		498,000	557,800		
	68		498,500	558,700		
	69		499,000	559,500		
	70		499,500	560,400		
	71		500,000	561,300		
	72		500,500	562,200		
	73		500,900	563,000		
	74		501,400			
	75		501,800			
	76		502,200			
	77		502,700			
	78		503,300			
	79		503,800			
	80		504,200			
	81		504,700			
	82		505,300			
	83		505,900			
	84		506,400			
	85		506,900			
定年前再任用短時間勤務職員		312,900	356,500	412,800	488,500	590,500

備考 この表は、病院に勤務する医師に適用する。

イ 医療職給料表 (2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	372,300	427,200
	2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	374,000	429,100
	3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100	375,600	431,100
	4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200	432,900
	5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700	434,700
	6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300	436,300
	7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900	437,900
	8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500	439,400
	9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100	440,900
	10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100	442,200
	11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100	443,500
	12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100	444,800
	13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500	446,100
	14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200	447,300

	15	228, 700	256, 000	285, 200	304, 000	347, 000	395, 900	448, 500
	16	230, 800	257, 100	286, 000	305, 200	348, 500	397, 600	449, 600
	17	232, 900	258, 100	286, 800	306, 300	350, 000	399, 300	450, 800
	18	234, 000	259, 100	287, 600	307, 500	351, 600	400, 800	451, 900
	19	235, 000	260, 200	288, 400	308, 600	353, 200	402, 300	453, 100
	20	236, 100	261, 200	289, 100	309, 800	354, 700	403, 800	454, 300
	21	237, 200	262, 300	289, 900	311, 000	356, 000	405, 100	455, 400
	22	238, 000	263, 200	290, 800	312, 200	357, 500	406, 400	456, 200
	23	238, 900	264, 000	291, 700	313, 400	359, 000	407, 700	456, 600
	24	239, 700	264, 800	292, 400	314, 500	360, 500	408, 800	457, 300
	25	240, 600	265, 600	293, 100	315, 700	361, 900	409, 900	457, 800
	26	241, 500	266, 400	294, 000	316, 900	363, 400	411, 000	458, 200
	27	242, 400	267, 200	294, 900	318, 000	364, 900	412, 100	458, 600
	28	243, 300	268, 000	295, 600	319, 200	366, 300	413, 200	459, 000
	29	244, 100	268, 700	296, 400	320, 400	367, 700	414, 000	459, 400
	30	244, 900	269, 500	297, 400	321, 600	369, 300	414, 800	459, 800
	31	245, 600	270, 300	298, 300	322, 800	370, 700	415, 500	460, 100
	32	246, 400	271, 100	299, 300	324, 000	372, 200	416, 300	460, 400
	33	247, 100	271, 900	300, 300	325, 100	373, 400	416, 700	460, 700
	34	247, 700	272, 700	301, 400	326, 200	374, 500	417, 300	461, 000
	35	248, 400	273, 300	302, 400	327, 400	375, 700	417, 800	461, 300
	36	249, 100	274, 100	303, 300	328, 600	376, 800	418, 200	461, 600
	37	249, 800	275, 000	304, 300	329, 800	377, 800	418, 600	461, 900
	38	250, 400	275, 800	305, 300	331, 000	378, 600	418, 800	
	39	251, 000	276, 600	306, 300	332, 300	379, 500	419, 100	
	40	251, 600	277, 300	307, 300	333, 500	380, 600	419, 400	
	41	252, 200	278, 000	308, 200	334, 400	381, 600	419, 700	
	42	252, 800	278, 800	309, 400	335, 600	382, 600	420, 000	
	43	253, 400	279, 600	310, 500	336, 800	383, 600	420, 300	
	44	253, 900	280, 300	311, 600	338, 000	384, 500	420, 600	
	45	254, 300	281, 000	312, 600	338, 900	385, 300	420, 800	
	46	254, 900	281, 800	313, 700	339, 900	386, 100	421, 100	
	47	255, 300	282, 600	314, 800	340, 900	387, 000	421, 400	
	48	255, 700	283, 300	315, 800	341, 800	387, 800	421, 700	
	49	256, 100	284, 000	316, 900	342, 700	388, 300	421, 900	
	50	256, 600	284, 700	317, 900	343, 600	389, 100	422, 100	
	51	257, 100	285, 300	319, 000	344, 600	389, 900	422, 400	
	52	257, 600	286, 000	320, 100	345, 500	390, 700	422, 700	
	53	257, 900	286, 700	321, 100	346, 000	391, 100	422, 900	
	54	258, 200	287, 300	322, 100	346, 900	391, 800		
	55	258, 500	288, 000	323, 100	347, 600	392, 500		
	56	258, 800	288, 600	324, 100	348, 500	393, 100		
	57	259, 100	289, 300	325, 000	349, 200	393, 500		
	58	259, 400	290, 000	326, 000	349, 500	394, 000		
	59	259, 700	290, 700	327, 000	349, 900	394, 600		
	60	260, 000	291, 300	327, 900	350, 500	395, 200		
	61	260, 300	291, 800	328, 800	351, 100	395, 600		

	62	260, 600	292, 400	329, 500	351, 800	396, 100		
	63	260, 900	293, 100	330, 200	352, 500	396, 600		
	64	261, 200	293, 700	330, 800	353, 100	397, 100		
	65	261, 500	294, 200	331, 400	353, 800	397, 700		
	66	261, 800	294, 800	332, 100	354, 300	398, 200		
	67	262, 100	295, 500	332, 700	354, 900	398, 800		
	68	262, 400	296, 100	333, 300	355, 500	399, 400		
	69	262, 700	296, 700	333, 900	355, 800	399, 900		
	70	263, 000	297, 300	334, 100	356, 300	400, 400		
	71	263, 300	297, 900	334, 500	356, 700	400, 800		
	72	263, 500	298, 500	335, 000	357, 200	401, 200		
	73	263, 700	299, 100	335, 600	357, 700	401, 500		
	74	264, 000	299, 600	336, 100	358, 200	402, 000		
	75	264, 300	300, 000	336, 600	358, 700	402, 400		
	76	264, 500	300, 400	337, 000	359, 100	402, 800		
	77	264, 700	300, 700	337, 600	359, 400	403, 200		
	78	265, 000	301, 000	338, 100	359, 700			
	79	265, 300	301, 200	338, 500	359, 900			
	80	265, 500	301, 500	339, 000	360, 200			
	81	265, 700	301, 800	339, 500	360, 700			
	82	266, 000	302, 000	339, 800	361, 000			
	83	266, 300	302, 300	340, 000	361, 300			
	84	266, 500	302, 600	340, 300	361, 600			
	85	266, 700	302, 800	340, 700	362, 000			
	86		303, 000	341, 100	362, 300			
	87		303, 200	341, 400	362, 600			
	88		303, 400	341, 700	362, 900			
	89		303, 800	342, 000	363, 300			
	90		304, 000	342, 200	363, 600			
	91		304, 200	342, 600	363, 800			
	92		304, 400	342, 900	364, 100			
	93		304, 800	343, 100	364, 400			
	94		305, 000	343, 400	364, 800			
	95		305, 200	343, 700	365, 200			
	96		305, 500	343, 900	365, 600			
	97		305, 800	344, 100	366, 100			
	98		306, 000	344, 400	366, 500			
	99		306, 200	344, 700	366, 900			
	100		306, 500	344, 900	367, 300			
	101		306, 800	345, 100	367, 800			
	102		307, 000	345, 300				
	103		307, 200	345, 700				
	104		307, 500	345, 900				
	105		307, 800	346, 100				
	106			346, 400				
	107			346, 800				
	108			347, 200				

	109			347, 400				
定年前再任用短時間勤務職員		201, 300	227, 900	257, 300	271, 300	297, 800	340, 000	383, 400

備考 この表は、病院に勤務する薬剤師、栄養士、管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士及び歯科衛生士に適用する。

ウ 医療職給料表 (3)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	221, 700	254, 700	293, 900	307, 300	330, 800	373, 400
	2	223, 600	256, 800	294, 400	307, 800	331, 800	375, 100
	3	225, 400	259, 000	294, 900	308, 300	332, 800	376, 800
	4	227, 100	261, 200	295, 400	308, 800	333, 700	378, 500
	5	228, 800	263, 400	295, 800	309, 300	334, 700	380, 300
	6	230, 700	264, 400	296, 300	309, 800	335, 900	382, 300
	7	232, 500	265, 200	296, 800	310, 400	337, 100	384, 300
	8	234, 200	266, 100	297, 200	310, 800	338, 300	386, 300
	9	235, 900	266, 900	297, 600	311, 300	339, 200	388, 000
	10	237, 800	268, 000	298, 100	311, 800	340, 400	390, 100
	11	239, 700	269, 100	298, 600	312, 400	341, 500	392, 200
	12	241, 600	270, 000	299, 100	312, 900	342, 600	394, 200
	13	243, 400	270, 800	299, 500	313, 300	343, 600	396, 100
	14	245, 400	271, 500	300, 000	313, 900	344, 700	397, 700
	15	247, 400	272, 200	300, 400	314, 600	345, 800	399, 500
	16	249, 400	273, 000	300, 900	315, 200	346, 900	401, 300
	17	251, 400	274, 100	301, 400	315, 800	348, 000	403, 000
	18	253, 400	275, 000	301, 800	316, 700	349, 100	404, 700
	19	255, 500	275, 900	302, 300	317, 500	350, 200	406, 700
	20	257, 500	276, 800	302, 700	318, 400	351, 300	408, 400
	21	259, 400	277, 800	303, 200	319, 200	352, 400	410, 100
	22	260, 600	278, 800	303, 600	320, 100	353, 600	411, 800
	23	261, 700	279, 700	304, 100	321, 000	354, 700	413, 600
	24	262, 800	280, 700	304, 500	321, 800	355, 800	415, 400
	25	263, 900	281, 500	305, 000	322, 600	356, 800	417, 000
	26	264, 700	282, 400	305, 600	323, 400	358, 100	418, 700
	27	265, 600	283, 300	306, 300	324, 300	359, 400	420, 500
	28	266, 400	284, 200	307, 000	325, 200	360, 700	422, 300
	29	267, 200	285, 200	307, 700	325, 900	361, 900	423, 800
	30	267, 900	285, 900	308, 400	327, 000	363, 400	425, 300
	31	268, 600	286, 600	309, 100	328, 100	364, 900	426, 800
	32	269, 300	287, 300	309, 900	329, 100	366, 400	428, 100

	33	270, 100	287, 900	310, 600	330, 200	367, 600	429, 300
	34	270, 700	288, 500	311, 400	331, 200	369, 100	430, 400
	35	271, 300	289, 000	312, 100	332, 300	370, 500	431, 600
	36	271, 800	289, 400	312, 800	333, 400	371, 900	432, 800
	37	272, 400	289, 800	313, 500	334, 500	373, 300	434, 100
	38	273, 100	290, 400	314, 300	335, 600	374, 300	435, 200
	39	273, 800	290, 900	315, 100	336, 700	375, 700	436, 400
	40	274, 500	291, 300	315, 900	337, 800	377, 000	437, 600
	41	275, 200	291, 700	316, 500	338, 600	378, 300	438, 800
	42	275, 800	292, 200	317, 400	339, 700	379, 700	439, 800
	43	276, 500	292, 600	318, 400	340, 800	381, 000	440, 900
	44	277, 100	293, 100	319, 300	341, 800	382, 300	442, 000
	45	277, 900	293, 600	320, 100	342, 700	383, 800	443, 000
	46	278, 600	294, 000	321, 100	343, 600	385, 000	443, 500
	47	279, 300	294, 500	322, 100	344, 600	386, 100	444, 000
	48	279, 900	294, 900	323, 000	345, 600	387, 300	444, 400
	49	280, 400	295, 400	323, 900	346, 800	388, 400	445, 000
	50	280, 900	295, 800	324, 800	348, 100	389, 300	445, 500
	51	281, 300	296, 300	325, 800	349, 300	390, 300	445, 900
	52	281, 700	296, 800	326, 800	350, 500	391, 200	446, 400
	53	282, 000	297, 200	327, 600	351, 400	391, 800	446, 900
	54	282, 500	297, 600	328, 500	352, 600	392, 600	447, 300
	55	282, 900	298, 100	329, 500	353, 700	393, 400	447, 600
	56	283, 300	298, 500	330, 400	355, 000	394, 200	447, 900
	57	283, 700	299, 000	331, 300	356, 000	394, 900	448, 300
	58	284, 100	299, 700	332, 200	356, 900	395, 600	
	59	284, 400	300, 400	333, 200	358, 000	396, 300	
	60	284, 700	301, 100	334, 100	359, 200	396, 900	
	61	285, 100	301, 800	335, 000	360, 300	397, 500	
	62	285, 500	302, 700	336, 100	361, 500	398, 100	
	63	285, 900	303, 600	337, 300	362, 700	398, 800	
	64	286, 200	304, 300	338, 500	363, 700	399, 400	
	65	286, 500	305, 000	339, 200	364, 700	400, 100	
	66	286, 900	305, 900	340, 300	365, 700	400, 600	
	67	287, 300	306, 700	341, 400	366, 800	401, 200	
	68	287, 600	307, 500	342, 300	367, 900	401, 700	
	69	288, 000	308, 200	343, 400	368, 700	402, 100	
	70	288, 500	309, 100	344, 100	369, 800	402, 700	
	71	288, 900	310, 000	345, 200	370, 900	403, 100	
	72	289, 200	310, 800	346, 300	371, 900	403, 400	
	73	289, 600	311, 700	347, 400	372, 600	403, 700	
	74	290, 100	312, 500	348, 600	373, 400	404, 200	
	75	290, 600	313, 400	349, 700	374, 200	404, 600	
	76	291, 100	314, 300	350, 800	374, 900	404, 900	
	77	291, 600	315, 100	351, 900	375, 500	405, 200	
	78	292, 100	316, 000	353, 000	376, 000	405, 700	
	79	292, 700	317, 000	354, 000	376, 500	406, 200	

	80	293, 100	317, 900	355, 100	377, 000	406, 600	
	81	293, 600	318, 400	356, 000	377, 600	406, 900	
	82	294, 000	319, 200	357, 000	378, 100	407, 300	
	83	294, 500	320, 100	357, 900	378, 600	407, 800	
	84	295, 000	320, 900	358, 900	379, 100	408, 200	
	85	295, 400	321, 700	359, 800	379, 500	408, 600	
	86	295, 800	322, 600	360, 600	379, 900		
	87	296, 300	323, 600	361, 400	380, 500		
	88	296, 800	324, 600	362, 200	381, 000		
	89	297, 200	325, 500	362, 800	381, 300		
	90	297, 700	326, 500	363, 400	381, 800		
	91	298, 200	327, 500	364, 000	382, 100		
	92	298, 700	328, 500	364, 600	382, 400		
	93	299, 200	329, 300	365, 000	383, 000		
	94	299, 600	330, 000	365, 400	383, 500		
	95	300, 100	330, 700	365, 900	384, 000		
	96	300, 700	331, 300	366, 300	384, 500		
	97	301, 300	331, 800	366, 800	385, 100		
	98	301, 800	332, 100	367, 200	385, 600		
	99	302, 300	332, 600	367, 700	386, 100		
	100	302, 800	333, 200	368, 100	386, 500		
	101	303, 200	333, 600	368, 400	387, 100		
	102	303, 700	334, 100	368, 900	387, 600		
	103	304, 100	334, 700	369, 200	388, 100		
	104	304, 500	335, 200	369, 500	388, 600		
	105	304, 900	335, 600	369, 900	389, 200		
	106	305, 300	336, 100	370, 400	389, 600		
	107	305, 700	336, 600	370, 900	390, 100		
	108	306, 000	337, 100	371, 400	390, 600		
	109	306, 200	337, 500	371, 900	391, 200		
	110	306, 500	337, 800	372, 400			
	111	306, 700	338, 100	372, 900			
	112	307, 000	338, 400	373, 300			
	113	307, 300	338, 700	373, 700			
	114	307, 500	339, 100	374, 100			
	115	307, 800	339, 400	374, 600			
	116	308, 000	339, 700	375, 100			
	117	308, 300	339, 900	375, 500			
	118	308, 500	340, 200	376, 000			
	119	308, 800	340, 500	376, 500			
	120	309, 100	340, 700	377, 000			
	121	309, 400	340, 900	377, 300			
	122	309, 700	341, 200				
	123	310, 000	341, 500				
	124	310, 300	341, 800				
	125	310, 500	342, 000				
	126	310, 700	342, 300				

	127	311, 000	342, 600				
	128	311, 400	342, 800				
	129	311, 600	343, 000				
	130	311, 900	343, 200				
	131	312, 200	343, 500				
	132	312, 600	343, 700				
	133	312, 800	344, 000				
	134	313, 100	344, 400				
	135	313, 400	344, 800				
	136	313, 700	345, 200				
	137	313, 900	345, 500				
	138	314, 200	345, 900				
	139	314, 500	346, 300				
	140	314, 800	346, 700				
	141	315, 000	347, 000				
	142	315, 300	347, 400				
	143	315, 700	347, 700				
	144	316, 000	348, 100				
	145	316, 200	348, 400				
	146	316, 400	348, 800				
	147	316, 700	349, 200				
	148	317, 000	349, 600				
	149	317, 200	349, 900				
	150	317, 400	350, 300				
	151	317, 700	350, 700				
	152	318, 000	351, 100				
	153	318, 400	351, 400				
	154	318, 600					
	155	318, 800					
	156	319, 100					
	157	319, 400					
	158	319, 700					
	159	320, 000					
	160	320, 300					
	161	320, 700					
	162	321, 000					
	163	321, 300					
	164	321, 600					
	165	322, 000					
	166	322, 300					
	167	322, 600					
	168	322, 900					
	169	323, 300					
定年前再任用短時間勤務職員		248, 800	269, 700	277, 300	288, 100	305, 100	343, 600

備考 この表は、病院に勤務する看護師に適用する。

別表4 (3) 医療職給料表イ医療職給料表(2)の表中「栄養士」の次に「、管理栄養士」を、「視能訓練士」の次に「、言語聴覚士」を加え、同表(3)医療職給料表ウ医療職給料表(3)の表中「又は部長」を「、部長又は参事」に改める。

第2条 射水市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の62.5」を「100分の61.25」に改める。

第28条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に、「100分の62.5」を「100分の61.25」に改める。

(射水市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第3条 射水市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成17年射水市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第4条 射水市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「100分の127.5」を「100分の126.

25」に、「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

(射水市長、副市長及び教育委員会教育長の給与に関する条例の一部改正)

第5条 射水市長、副市長及び教育委員会教育長の給与に関する条例（平成17年射水市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第6条 射水市長、副市長及び教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

(射水市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第7条 射水市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成26年射水市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額（円）
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000

第9条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の95」を「100分の97.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の87.5」を「100分の90」に

改める。

第8条 射水市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成26年射水市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の97.5」を「100分の96.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の90」を「100分の88.75」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、令和8年3月31日までの間において規則で定める日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、同年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（射水市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）

第9条第1項、第13条第2項、第22条第1項及び別表1から別表3までの改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定及び第7条の規定（射水市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項の表の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。

3 第1条の規定（給与条例第25条第2項及び第3項並びに第28条第2項

第1号及び第2号の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第3条の規定による改正後の射水市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定、第5条の規定による改正後の射水市長、副市長及び教育委員会教育長の給与に関する条例の規定及び第7条の規定（任期付職員条例第9条第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 この条例（第1条、第3条、第5条及び第7条の規定に限る。以下この条において同じ。）による改正後の給与条例、射水市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、射水市長、副市長及び教育委員会教育長の給与に関する条例又は任期付職員条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前のこれらの条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれこの条例による改正後のこれらの条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 89 号

射水市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正
について

射水市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を次のように改
正する。

令和 7 年 1 月 4 日 提 出

射水市長 夏野元志

射水市条例第 号

射水市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改
正する条例

射水市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和 3 年射水市条例第
1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 173 条第 1 項第 1 号」を「第 173 条の 5 第 1 項第 1 号」に
改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 65 号）附
則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議案第 90 号

射水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部改正について

射水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和 7 年 1 月 24 日 提出

射水市長 夏野元志

射水市条例第 号

射水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例

射水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年射水市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

射水市家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

「第 6 章 乳児等通園支援事業（第 50 条）」を
第 7 章 雜則（第 57 条）

50 条—第 56 条）
に改める。
」

第 1 条中「家庭的保育事業等」の次に「及び乳児等通園支援事業」を加える。

第 2 条に次の 1 号を加える。

（10） 乳児等通園支援事業 法第 6 条の 3 第 23 項に規定する乳児等通園支援事業をいう。

第 3 条第 1 項中「、家庭的保育事業等」の次に「又は乳児等通園支援事業」

を、「家庭的保育事業所等」という。)」の次に「又は乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「乳児等通園支援事業所」という。)を、「)が保育」の次に「又は乳児等通園支援」を加える。

第4条の見出し中「家庭的保育事業者等」の次に「又は乳児等通園支援事業者」を加え、同条第1項中「いう。)」の次に「又は乳児等通園支援事業を行う者(以下「乳児等通園支援事業者」という。)」を加え、同条第2項及び第3項中「家庭的保育事業者等」の次に「又は乳児等通園支援事業者」を加える。

第5条の見出し及び同条第1項中「家庭的保育事業者等」の次に「又は乳児等通園支援事業者」を加え、同条第2項中「家庭的保育事業者等」の次に「又は乳児等通園支援事業者」を加え、「当該家庭的保育事業等」を「その行う家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業」に改め、同条第3項中「家庭的保育事業者等」の次に「又は乳児等通園支援事業者」を、「その行う保育」の次に「又は乳児等通園支援」を加え、同条第4項中「家庭的保育事業者等」の次に「又は乳児等通園支援事業者」を加え、同条第5項中「同じ。)」の次に「又は乳児等通園支援事業所」を加え、同条第6項中「家庭的保育事業所等」の次に「又は乳児等通園支援事業所」を加える。

第7条の見出し及び同条第1項中「家庭的保育事業者等」の次に「又は乳児等通園支援事業者」を加える。

第7条の2第1項中「家庭的保育事業者等」の次に「又は乳児等通園支援事業者」を、「家庭的保育事業所等」の次に「又は乳児等通園支援事業所」を、「当該家庭的保育事業所等」の次に「又は当該乳児等通園支援事業所」を、「取組等を含めた家庭的保育事業所等」の次に「又は乳児等通園支援事業所」を、「職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等」の次に「又は乳児等通園支援事業所」を加え、同条第2項から第4項までの規定中「家庭的保育事業者等」の次に「又は乳児等通園支援事業者」を加える。

第7条の3第1項中「家庭的保育事業者等」の次に「又は乳児等通園支援事業者」を加え、同条第2項中「居宅訪問型保育事業者を除く。」の次に「又は乳児等通園支援事業者」を加える。

第8条の見出し中「家庭的保育事業者等」の次に「又は乳児等通園支援事業者」を加え、同条中「家庭的保育事業者等において利用乳幼児の保育に従事する職員」を「家庭的保育事業者等又は乳児等通園支援事業者の職員」に改める。

第9条（見出しを含む。）中「家庭的保育事業者等」の次に「又は乳児等通園支援事業者」を加える。

第10条中「家庭的保育事業所等」の次に「又は乳児等通園支援事業所」を、「その行う保育」の次に「又は乳児等通園支援」を、「当該家庭的保育事業所等」の次に「又は当該乳児等通園支援事業所」を加える。

第11条中「家庭的保育事業者等」の次に「又は乳児等通園支援事業者」を加える。

第12条中「家庭的保育事業者等」の次に「又は乳児等通園支援事業者」を加え、「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第14条第1項中「家庭的保育事業者等」の次に「又は乳児等通園支援事業者」を加え、同条第2項中「家庭的保育事業者等」の次に「又は乳児等通園支援事業者」を、「家庭的保育事業所等」の次に「又は乳児等通園支援事業所」を加え、同条第3項中「家庭的保育事業所等」の次に「又は乳児等通園支援事業所」を加える。

第15条の次に次の1条を加える。

第15条の2 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

第17条第2項中「児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」に、「当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる」に、「、利用開始時の」を「、同欄に掲げる」に、「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、次の表を加える。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

第18条の見出し中「家庭的保育事業所等」の次に「又は乳児等通園支援事業所」を加え、同条各号列記以外の部分中「家庭的保育事業者等」の次に「又は乳児等通園支援事業者」を加え、同条第2号及び第4号中「保育」の次に「又は乳児等通園支援」を加え、同条第7号及び第11号中「家庭的保育事業等」の次に「又は乳児等通園支援事業」を加える。

第19条（見出しを含む。）中「家庭的保育事業所等」の次に「又は乳児等通園支援事業所」を加える。

第20条中「家庭的保育事業者等」の次に「又は乳児等通園支援事業者」を加える。

第21条第1項中「家庭的保育事業者等」の次に「又は乳児等通園支援事業者」を、「その行った保育」の次に「又は乳児等通園支援」を加え、同条第2項中「市町村」を「市」に改め、同条に次の1項を加える。

3 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第22条第1項中「市及び」を「市、」に改め、「家庭的保育事業者等」の次に「又は乳児等通園支援事業者」を、「家庭的保育事業等」の次に「又は乳児等通園支援事業」を加え、同条第2項中「職員」の次に「並びに乳児等通園支援事業者又は乳児等通園支援事業者の職員」を加える。

第50条中「家庭的保育事業者等」の次に「又は乳児等通園支援事業者」を加え、同条を第57条とする。

第6章を第7章とし、第5章の次に次の1章を加える。

第6章 乳児等通園支援事業

(乳児等通園支援事業の区分)

第50条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって、次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

(一般型乳児等通園支援事業所の設備の基準)

第51条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通

園支援事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当すること。
 - ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
 - イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一つ以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2 階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3 階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4 階 以上 の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
-----	--

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるよう設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道

が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(イ) スプリングラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(ロ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

(職員)

第52条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支

援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

- (1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。
- (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（乳児等通園支援の内容）

第53条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第54条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

（余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準）

第55条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳

児等通園支援事業所」という。)の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(保育所に係るものに限る。)
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)
- (4) 家庭的保育事業所等 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)(居宅訪問型保育事業に係るものを除く。)
(準用)

第56条 第53条及び第54条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第53条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第54条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する

議案第91号

射水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に

関する基準を定める条例の一部改正について

射水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和7年12月4日 提出

射水市長 夏野元志

射水市条例第 号

射水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に

関する基準を定める条例の一部を改正する条例

射水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年射水市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第1号中「この号及び次号において」を削る。

第26条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 92 号

射水市上下水道事業経営委員会条例の一部改正について

射水市上下水道事業経営委員会条例の一部を次のように改正する。

令和 7 年 1 月 4 日 提出

射水市長 夏野元志

射水市条例第 号

射水市上下水道事業経営委員会条例の一部を改正する条例

射水市上下水道事業経営委員会条例（平成 26 年射水市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「5 人以内」を「10 人以内」に改める。

第 4 条第 1 項に後段として次のように加える。

この場合において、第 2 号に掲げる委員の一部は、公募により選出することができるものとする。

第 5 条を次のように改める。

（委員長及び副委員長）

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員を総括する。

4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第93号

射水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部改正について

射水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を次のように改正する。

令和7年12月4日 提出

射水市長 夏野元志

射水市条例第 号

射水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

射水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成26年射水市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改め
る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 94 号

射水市立学校体育施設の開放に関する条例の一部改正について

射水市立学校体育施設の開放に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 7 年 1 月 4 日 提出

射水市長 夏野元志

射水市条例第 号

射水市立学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例

射水市立学校体育施設の開放に関する条例（平成 18 年射水市条例第 66 号）の一部を次のように改正する。

「

別表 2 中	体育館、グラウンド	1 月 5 日から 1 月 27 日までの日。 ただし日曜日を除く。
	夜間照明施設	4 月 1 日から 11 月 30 日までの日。 ただし日曜日を除く。

」

「

体育館、グラウンド	1 月 5 日から 1 月 27 日までの日
夜間照明施設	1 月 5 日から 1 月 27 日までの日

に改める。

」

附 則

この条例は、令和 8 年 2 月 1 日から施行する。

議案第95号

射水市火災予防条例の一部改正について

射水市火災予防条例の一部を次のように改正する。

令和7年12月4日 提出

射水市長 夏野元志

射水市条例第 号

射水市火災予防条例の一部を改正する条例

射水市火災予防条例（平成17年射水市条例第198号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第40条

—第45条）」を 「第3章 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等
第3章の2 林野火災の予防（第45条の2・第45条

（第40条—第45条）
の3） に改める。
」

第39条中「警報」の次に「（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」を加え、同条7号を削る。

第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第45条の2 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの

間、市の区域内に在る者は、第39条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

- 3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。
(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第45条の3 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第39条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第72条の3第1項第3号中「第82条」を「第82条第1項」に改める。
第82条第1号中「行為」の次に「(たき火を含む。)」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

議案第 96 号

高岡市とのとやま呉西圏域連携中枢都市圏形成に係る連携

協約の変更に関する協議について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 2 第 4 項の規定により、別紙のとおり高岡市とのとやま呉西圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約を変更することに關し協議することについて、同条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 月 4 日 提出

射水市長 夏野元志

(別紙)

高岡市及び射水市におけるとやま呉西圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約

高岡市と射水市が平成28年10月3日付けで締結し、令和3年2月15日付けで変更したとやま呉西圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約を次のとおり締結する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

1 圏域全体の経済成長のけん引に関する取組

取組の内容	高岡市の役割	射水市の役割
構成市で組織する協議会や産学金官民によるビジョン懇談会など、推進体制を整備・運営し、圏域の成長戦略である都市圏ビジョンの推進を図る。	射水市と連携・協力して協議会や懇談会などの推進体制の整備・運営を主体的に行い、都市圏ビジョンの推進に取り組む。	高岡市と連携・協力して協議会や懇談会などの推進体制の整備・運営を主体的に行い、都市圏ビジョンの推進に取り組む。
異業種交流や新規創業促進、研究機関との共同開発等に係るサポート体制を構築・推進し、圏域の戦略産業の育成に取り組む。	射水市と連携・協力して圏域の戦略産業の育成に係る各種サポート体制の構築・推進に主体的に取り組む。	高岡市と連携・協力して圏域の戦略産業の育成に係る各種サポート体制の構築・推進に主体的に取り組む。
伝統産業や農林水産物等の地域資源を活用した、新商品の開発や販路開拓、ブランド育成等により、圏域	圏域経済の裾野拡大を図るため、各種地域資源の活用施策に主体的に取り組む。	高岡市と連携・協力して各種地域資源の活用による圏域経済の裾野拡大に取り組む。

経済の裾野拡大に取り組む。		む。
観光資源の連携によるマーケティング及びプランディングを推進し、国内外の誘客促進につながる戦略的な観光施策に取り組む。	射水市及び関係機関と連携・協力して圏域の観光資源を活用した各種観光施策に取り組む。	高岡市及び関係機関と連携・協力して圏域の観光資源を活用した各種観光施策に取り組む。

2 高次の都市機能の集積・強化に関する取組

取組の内容	高岡市の役割	射水市の役割
がん医療等における高度な医療サービスの安定的供給や地域医療の質の向上につながる、医療連携の促進や機能強化・充実に取り組む。	砺波市と連携・協力して圏域の医療連携の促進や機能強化・充実に主体的に取り組む。	高岡市及び砺波市と連携・協力して圏域の医療連携の促進や機能強化・充実に取り組む。
鉄軌道を中心とする各種公共交通の連携強化を図り、利用促進や利便性の向上につながる圏域的公共交通網の構築・推進に取り組む。	圏域の広域的公共交通網の構築・推進に主体的に取り組む。	高岡市と連携・協力して圏域の広域的公共交通網の構築・推進に取り組む。
高度専門的な研究施設整備や地域ニーズに対応する人材育成等に向け、圏域内の企業、大学、行政間の連携推進や活動支援に取り組む。	射水市と連携・協力して圏域内の企業、大学、行政間の連携推進や活動支援に取り組む。	圏域内の企業、大学、行政間の連携推進や活動支援に主体的に取り組む。

3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組

(1) 生活機能の強化に係る分野

取組の内容	高岡市の役割	射水市の役割
-------	--------	--------

病診連携の強化、看護人材の確保、子育て支援、ICTを活用した安定的な医療提供等、地域医療及び介護・福祉サービスの充実に取り組む。	小矢部市と連携・協力して地域医療及び介護・福祉サービスの充実に主体的に取り組む。	高岡市及び小矢部市と連携・協力して地域医療及び介護・福祉サービスの充実に取り組む。
ICT教育の推進、地域の歴史文化の相互学習、施設の相互活用、スポーツ活動の機会の充実、交流の促進、競技力の向上等、圏域の教育・文化・スポーツ振興施策に取り組む。	氷見市及び小矢部市と連携・協力して圏域の教育・文化・スポーツ振興施策に主体的に取り組む。	高岡市、氷見市及び小矢部市と連携・協力して圏域の教育・文化・スポーツ振興施策に取り組む。
地域のにぎわい創出、企業誘致の推進、雇用機会の確保等、地域振興に係る各種施策に取り組む。	南砺市と連携・協力して地域振興に係る各種施策に主体的に取り組む。	高岡市及び南砺市と連携・協力して地域振興に係る各種施策に取り組む。
自然災害や有害鳥獣等の各種対策に係る連携体制の構築・強化に取り組む。	射水市と連携・協力して各種災害対策に係る連携体制の構築・強化に主体的に取り組む。	高岡市と連携・協力して各種災害対策に係る連携体制の構築・強化に主体的に取り組む。
環境負荷の低減と持続可能な社会形成に向け、環境保全活動や各種生活関連機能の相互連携に取り組む。	射水市と連携・協力して環境保全活動や各種生活関連機能の相互連携に主体的に取り組む。	高岡市と連携・協力して環境保全活動や各種生活関連機能の相互連携に主体的に取り組む。

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る分野

取組の内容	高岡市の役割	射水市の役割
住民の移動手段となる電車・バス等、地域公共交通のネットワーク強化に係る連携施策に取り組む。	射水市と連携・協力して地域公共交通のネットワーク強化に係る各種施策に主体的に取り組む。	高岡市と連携・協力して地域公共交通のネットワーク強化に係る各種施策に主体的に取り組む。

定住・移住に係る総合的支援、圏域内外の住民との交流促進、住環境の発信等、圏域定着の促進・強化に取り組む。	圏域定着の促進・強化に係る各種定住・移住施策に主体的に取り組む。	高岡市と連携・協力して各種定住・移住施策に取り組む。
--	----------------------------------	----------------------------

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る分野

取組の内容	高岡市の役割	射水市の役割
人事交流、統一的な職員研修、公共施設の相互利用、権限移譲の調査・研究等、圏域マネジメント能力の強化に係る連携施策に取り組む。	圏域マネジメント能力の強化に係る各種連携施策に主体的に取り組む。	高岡市と連携・協力して圏域マネジメント能力の強化に係る各種連携施策に取り組む。

議案第 97 号

氷見市とのとやま呉西圏域連携中枢都市圏形成に係る連携

協約の変更に関する協議について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 2 第 4 項の規定により、別紙のとおり氷見市とのとやま呉西圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約を変更することに關し協議することについて、同条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 月 4 日 提出

射水市長 夏野元志

(別紙)

射水市及び氷見市におけるとやま呉西圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約

射水市と氷見市が平成28年10月3日付けで締結し、令和3年2月15日付けで変更したとやま呉西圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約を次のとおり締結する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

1 圏域全体の経済成長のけん引に関する取組

取組の内容	射水市の役割	氷見市の役割
構成市で組織する協議会や産学官民によるビジョン懇談会など、推進体制を整備・運営し、圏域の成長戦略である都市圏ビジョンの推進を図る。	高岡市と連携・協力して協議会や懇談会などの推進体制の整備・運営を主体的にを行い、都市圏ビジョンの推進に取り組む。	推進体制に参加するとともに、射水市及び高岡市と連携・協力して都市圏ビジョンの推進に取り組む。
異業種交流や新規創業促進、研究機関との共同開発等に係るサポート体制を構築・推進し、圏域の戦略産業の育成に取り組む。	高岡市と連携・協力して圏域の戦略産業の育成に係る各種サポート体制の構築・推進に主体的に取り組む。	射水市及び高岡市と連携・協力して各種サポート体制の構築・推進及び圏域の戦略産業の育成に取り組む。
伝統産業や農林水産物等の地域資源を活用した、新商品の開発や販路開拓、ブランド育成等により、圏域	氷見市及び高岡市と連携・協力して各種地域資源の活用による圏域経済の裾野拡	射水市及び高岡市と連携・協力して各種地域資源の活用による圏域経済の裾野拡

経済の裾野拡大に取り組む。	大に取り組む。	大に取り組む。
観光資源の連携によるマーケティング及びプランディングを推進し、国内外の誘客促進につながる戦略的な観光施策に取り組む。	氷見市及び関係機関と連携・協力して圏域の観光資源を活用した各種観光施策に取り組む。	射水市及び関係機関と連携・協力して圏域の観光資源を活用した各種観光施策に取り組む。

2 高次の都市機能の集積・強化に関する取組

取組の内容	射水市の役割	氷見市の役割
がん医療等における高度な医療サービスの安定的供給や地域医療の質の向上につながる、医療連携の促進や機能強化・充実に取り組む。	氷見市、高岡市及び砺波市と連携・協力して圏域の医療連携の促進や機能強化・充実に取り組む。	射水市、高岡市及び砺波市と連携・協力して圏域の医療連携の促進や機能強化・充実に取り組む。
鉄軌道を中心とする各種公共交通の連携強化を図り、利用促進や利便性の向上につながる広域的公共交通網の構築・推進に取り組む。	氷見市及び高岡市と連携・協力して圏域の広域的公共交通網の構築・推進に取り組む。	射水市及び高岡市と連携・協力して圏域の広域的公共交通網の構築・推進に取り組む。
高度専門的な研究施設整備や地域ニーズに対応する人材育成等に向け、圏域内の企業、大学、行政間の連携推進や活動支援に取り組む。	圏域内の企業、大学、行政間の連携推進や活動支援に主体的に取り組む。	射水市と連携・協力して圏域内の企業、大学、行政間の連携推進や活動支援に取り組む。

3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組

(1) 生活機能の強化に係る分野

取組の内容	射水市の役割	氷見市の役割
病診連携の強化、看護人材の確保、子育て支援、ICTを活用した安定的な医療提供等、地域医療及び介護・福祉サービスの充実に取り組む。	氷見市、高岡市及び小矢部市と連携・協力して地域医療及び介護・福祉サービスの充実に取り組む。	射水市、高岡市及び小矢部市と連携・協力して地域医療及び介護・福祉サービスの充実に取り組む。
ICT教育の推進、地域の歴史文化の相互学習、施設の相互活用、スポーツ活動の機会の充実、交流の促進、競技力の向上等、圏域の教育・文化・スポーツ振興施策に取り組む。	氷見市、高岡市及び小矢部市と連携・協力して圏域の教育・文化・スポーツ振興施策に取り組む。	高岡市及び小矢部市と連携・協力して圏域の教育・文化・スポーツ振興施策に主体的に取り組む。
地域のにぎわい創出、企業誘致の推進、雇用機会の確保等、地域振興に係る各種施策に取り組む。	氷見市、高岡市及び南砺市と連携・協力して地域振興に係る各種施策に取り組む。	射水市、高岡市及び南砺市と連携・協力して地域振興に係る各種施策に取り組む。
自然災害や有害鳥獣等の各種対策に係る連携体制の構築・強化に取り組む。	高岡市と連携・協力して各種災害対策に係る連携体制の構築・強化に主体的に取り組む。	射水市及び高岡市と連携・協力して各種災害対策に係る連携体制の構築・強化に取り組む。
環境負荷の低減と持続可能な社会形成に向け、環境保全活動や各種生活関連機能の相互連携に取り組む。	高岡市と連携・協力して環境保全活動や各種生活関連機能の相互連携に主体的に取り組む。	射水市及び高岡市と連携・協力して環境保全活動や各種生活関連機能の相互連携に取り組む。

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る分野

取組の内容	射水市の役割	氷見市の役割
住民の移動手段となる電車・バス等、地域公共交通のネットワーク強化に係	高岡市と連携・協力して地域公共交通のネットワーク強化に	射水市及び高岡市と連携・協力して地域公共交通のネットワ

る連携施策に取り組む。	係る各種施策に主体的に取り組む。	一ヶ月強化に係る各種施策に取り組む。
定住・移住に係る総合的支援、圏域内外の住民との交流促進、住環境の発信等、圏域定着の促進・強化に取り組む。	氷見市及び高岡市と連携・協力して各種定住・移住施策に取り組む。	射水市及び高岡市と連携・協力して各種定住・移住施策に取り組む。

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る分野

取組の内容	射水市の役割	氷見市の役割
人事交流、統一的な職員研修、公共施設の相互利用、権限移譲の調査・研究等、圏域マネジメント能力の強化に係る連携施策に取り組む。	氷見市及び高岡市と連携・協力して圏域マネジメント能力の強化に係る各種連携施策に取り組む。	射水市及び高岡市と連携・協力して圏域マネジメント能力の強化に係る各種連携施策に取り組む。

議案第98号

砺波市とのとやま呉西圏域連携中枢都市圏形成に係る連携

協約の変更に関する協議について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第4項の規定により、別紙のとおり砺波市とのとやま呉西圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約を変更することに關し協議することについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月4日 提出

射水市長 夏野元志

(別紙)

射水市及び砺波市におけるとやま呉西圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約

射水市と砺波市が平成28年10月3日付けで締結し、令和3年2月15日付けで変更したとやま呉西圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約を次のとおり締結する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

1 圏域全体の経済成長のけん引に関する取組

取組の内容	射水市の役割	砺波市の役割
構成市で組織する協議会や産学官民によるビジョン懇談会など、推進体制を整備・運営し、圏域の成長戦略である都市圏ビジョンの推進を図る。	高岡市と連携・協力して協議会や懇談会などの推進体制の整備・運営を主体的に行い、都市圏ビジョンの推進に取り組む。	推進体制に参加するとともに、射水市及び高岡市と連携・協力して都市圏ビジョンの推進に取り組む。
異業種交流や新規創業促進、研究機関との共同開発等に係るサポート体制を構築・推進し、圏域の戦略産業の育成に取り組む。	高岡市と連携・協力して圏域の戦略産業の育成に係る各種サポート体制の構築・推進に主体的に取り組む。	射水市及び高岡市と連携・協力して各種サポート体制の構築・推進及び圏域の戦略産業の育成に取り組む。
伝統産業や農林水産物等の地域資源を活用した、新商品の開発や販路開拓、ブランド育成等により、圏域	砺波市及び高岡市と連携・協力して各種地域資源の活用による圏域経済の裾野拡	射水市及び高岡市と連携・協力して各種地域資源の活用による圏域経済の裾野拡

経済の裾野拡大に取り組む。	大に取り組む。	大に取り組む。
観光資源の連携によるマーケティング及びプランディングを推進し、国内外の誘客促進につながる戦略的な観光施策に取り組む。	砺波市及び関係機関と連携・協力して圏域の観光資源を活用した各種観光施策に取り組む。	射水市及び関係機関と連携・協力して圏域の観光資源を活用した各種観光施策に取り組む。

2 高次の都市機能の集積・強化に関する取組

取組の内容	射水市の役割	砺波市の役割
がん医療等における高度な医療サービスの安定的供給や地域医療の質の向上につながる、医療連携の促進や機能強化・充実に取り組む。	砺波市及び高岡市と連携・協力して圏域の医療連携の促進や機能強化・充実に取り組む。	高岡市と連携・協力して圏域の医療連携の促進や機能強化・充実に主体的に取り組む。
鉄軌道を中心とする各種公共交通の連携強化を図り、利用促進や利便性の向上につながる広域的公共交通網の構築・推進に取り組む。	砺波市及び高岡市と連携・協力して圏域の広域的公共交通網の構築・推進に取り組む。	射水市及び高岡市と連携・協力して圏域の広域的公共交通網の構築・推進に取り組む。
高度専門的な研究施設整備や地域ニーズに対応する人材育成等に向け、圏域内の企業、大学、行政間の連携推進や活動支援に取り組む。	圏域内の企業、大学、行政間の連携推進や活動支援に主体的に取り組む。	射水市と連携・協力して圏域内の企業、大学、行政間の連携推進や活動支援に取り組む。

3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組

(1) 生活機能の強化に係る分野

取組の内容	射水市の役割	砺波市の役割
病診連携の強化、看護人材の確保、子育て支援、ICTを活用した安定的な医療提供等、地域医療及び介護・福祉サービスの充実に取り組む。	砺波市、高岡市及び小矢部市と連携・協力して地域医療及び介護・福祉サービスの充実に取り組む。	射水市、高岡市及び小矢部市と連携・協力して地域医療及び介護・福祉サービスの充実に取り組む。
ICT教育の推進、地域の歴史文化の相互学習、施設の相互活用、スポーツ活動の機会の充実、交流の促進、競技力の向上等、圏域の教育・文化・スポーツ振興施策に取り組む。	砺波市、高岡市、氷見市及び小矢部市と連携・協力して圏域の教育・文化・スポーツ振興施策に取り組む。	射水市、高岡市、氷見市及び小矢部市と連携・協力して圏域の教育・文化・スポーツ振興施策に取り組む。
地域のにぎわい創出、企業誘致の推進、雇用機会の確保等、地域振興に係る各種施策に取り組む。	砺波市、高岡市及び南砺市と連携・協力して地域振興に係る各種施策に取り組む。	射水市、高岡市及び南砺市と連携・協力して地域振興に係る各種施策に取り組む。
自然災害や有害鳥獣等の各種対策に係る連携体制の構築・強化に取り組む。	高岡市と連携・協力して各種災害対策に係る連携体制の構築・強化に主体的に取り組む。	射水市及び高岡市と連携・協力して各種災害対策に係る連携体制の構築・強化に取り組む。
環境負荷の低減と持続可能な社会形成に向け、環境保全活動や各種生活関連機能の相互連携に取り組む。	高岡市と連携・協力して環境保全活動や各種生活関連機能の相互連携に主体的に取り組む。	射水市及び高岡市と連携・協力して環境保全活動や各種生活関連機能の相互連携に取り組む。

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る分野

取組の内容	射水市の役割	砺波市の役割
住民の移動手段となる電車・バス等、地域公共交通のネットワーク強化に係	高岡市と連携・協力して地域公共交通のネットワーク強化に	射水市及び高岡市と連携・協力して地域公共交通のネットワ

る連携施策に取り組む。	係る各種施策に主体的に取り組む。	一ヶ強化に係る各種施策に取り組む。
定住・移住に係る総合的支援、圏域内外の住民との交流促進、住環境の発信等、圏域定着の促進・強化に取り組む。	砺波市及び高岡市と連携・協力して各種定住・移住施策に取り組む。	射水市及び高岡市と連携・協力して各種定住・移住施策に取り組む。

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る分野

取組の内容	射水市の役割	砺波市の役割
人事交流、統一的な職員研修、公共施設の相互利用、権限移譲の調査・研究等、圏域マネジメント能力の強化に係る連携施策に取り組む。	砺波市及び高岡市と連携・協力して圏域マネジメント能力の強化に係る各種連携施策に取り組む。	射水市及び高岡市と連携・協力して圏域マネジメント能力の強化に係る各種連携施策に取り組む。

議案第 99 号

小矢部市とのとやま呉西圏域連携中枢都市圏形成に係る連
携協約の変更に関する協議について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 2 第 4 項の規定により、
別紙のとおり小矢部市とのとやま呉西圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協
約を変更することに關し協議することについて、同条第 3 項の規定により、議
会の議決を求める。

令和 7 年 1 月 4 日 提出

射水市長 夏野元志

(別紙)

射水市及び小矢部市におけるとやま呉西圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約

射水市と小矢部市が平成28年10月3日付けで締結し、令和3年2月15日付けで変更したとやま呉西圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約を次のとおり締結する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

1 圏域全体の経済成長のけん引に関する取組

取組の内容	射水市の役割	小矢部市の役割
構成市で組織する協議会や産学官民によるビジョン懇談会など、推進体制を整備・運営し、圏域の成長戦略である都市圏ビジョンの推進を図る。	高岡市と連携・協力して協議会や懇談会などの推進体制の整備・運営を主体的に行い、都市圏ビジョンの推進に取り組む。	推進体制に参加するとともに、射水市及び高岡市と連携・協力して都市圏ビジョンの推進に取り組む。
異業種交流や新規創業促進、研究機関との共同開発等に係るサポート体制を構築・推進し、圏域の戦略産業の育成に取り組む。	高岡市と連携・協力して圏域の戦略産業の育成に係る各種サポート体制の構築・推進に主体的に取り組む。	射水市及び高岡市と連携・協力して各種サポート体制の構築・推進及び圏域の戦略産業の育成に取り組む。
伝統産業や農林水産物等の地域資源を活用した、新商品の開発や販路開拓、ブランド育成等により、圏域	小矢部市及び高岡市と連携・協力して各種地域資源の活用による圏域経済の裾野	射水市及び高岡市と連携・協力して各種地域資源の活用による圏域経済の裾野拡

経済の裾野拡大に取り組む。	拡大に取り組む。	大に取り組む。
観光資源の連携によるマーケティング及びプランディングを推進し、国内外の誘客促進につながる戦略的な観光施策に取り組む。	小矢部市及び関係機関と連携・協力して圏域の観光資源を活用した各種観光施策に取り組む。	射水市及び関係機関と連携・協力して圏域の観光資源を活用した各種観光施策に取り組む。

2 高次の都市機能の集積・強化に関する取組

取組の内容	射水市の役割	小矢部市の役割
がん医療等における高度な医療サービスの安定的供給や地域医療の質の向上につながる、医療連携の促進や機能強化・充実に取り組む。	小矢部市、高岡市及び砺波市と連携・協力して圏域の医療連携の促進や機能強化・充実に取り組む。	射水市、高岡市及び砺波市と連携・協力して圏域の医療連携の促進や機能強化・充実に取り組む。
鉄軌道を中心とする各種公共交通の連携強化を図り、利用促進や利便性の向上につながる広域的公共交通網の構築・推進に取り組む。	小矢部市及び高岡市と連携・協力して圏域の広域的公共交通網の構築・推進に取り組む。	射水市及び高岡市と連携・協力して圏域の広域的公共交通網の構築・推進に取り組む。
高度専門的な研究施設整備や地域ニーズに対応する人材育成等に向け、圏域内の企業、大学、行政間の連携推進や活動支援に取り組む。	圏域内の企業、大学、行政間の連携推進や活動支援に主体的に取り組む。	射水市と連携・協力して圏域内の企業、大学、行政間の連携推進や活動支援に取り組む。

3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組

(1) 生活機能の強化に係る分野

取組の内容	射水市の役割	小矢部市の役割
-------	--------	---------

病診連携の強化、看護人材の確保、子育て支援、ICTを活用した安定的な医療提供等、地域医療及び介護・福祉サービスの充実に取り組む。	小矢部市及び高岡市と連携・協力して地域医療及び介護・福祉サービスの充実に取り組む。	高岡市と連携・協力して地域医療及び介護・福祉サービスの充実に主体的に取り組む。
ICT教育の推進、地域の歴史文化の相互学習、施設の相互活用、スポーツ活動の機会の充実、交流の促進、競技力の向上等、地域の教育・文化・スポーツ振興施策に取り組む。	小矢部市、高岡市及び冰見市と連携・協力して圏域の教育・文化・スポーツ振興施策に取り組む。	高岡市及び冰見市と連携・協力して圏域の教育・文化・スポーツ振興施策に主体的に取り組む。
地域のにぎわい創出、企業誘致の推進、雇用機会の確保等、地域振興に係る各種施策に取り組む。	小矢部市、高岡市及び南砺市と連携・協力して地域振興に係る各種施策に取り組む。	射水市、高岡市及び南砺市と連携・協力して地域振興に係る各種施策に取り組む。
自然災害や有害鳥獣等の各種対策に係る連携体制の構築・強化に取り組む。	高岡市と連携・協力して各種災害対策に係る連携体制の構築・強化に主体的に取り組む。	射水市及び高岡市と連携・協力して各種災害対策に係る連携体制の構築・強化に取り組む。
環境負荷の低減と持続可能な社会形成に向け、環境保全活動や各種生活関連機能の相互連携に取り組む。	高岡市と連携・協力して環境保全活動や各種生活関連機能の相互連携に主体的に取り組む。	射水市及び高岡市と連携・協力して環境保全活動や各種生活関連機能の相互連携に取り組む。

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る分野

取組の内容	射水市の役割	小矢部市の役割
住民の移動手段となる電車・バス等、地域公共交通のネットワーク強化に係る連携施策に取り組む。	高岡市と連携・協力して地域公共交通のネットワーク強化に係る各種施策に主体的に取り組む。	射水市及び高岡市と連携・協力して地域公共交通のネットワーク強化に係る各種施策に取り組む。

定住・移住に係る総合的支援、圏域内外の住民との交流促進、住環境の発信等、圏域定着の促進・強化に取り組む。	小矢部市及び高岡市と連携・協力して各種定住・移住施策に取り組む。	射水市及び高岡市と連携・協力して各種定住・移住施策に取り組む。
--	----------------------------------	---------------------------------

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る分野

取組の内容	射水市の役割	小矢部市の役割
人事交流、統一的な職員研修、公共施設の相互利用、権限移譲の調査・研究等、圏域マネジメント能力の強化に係る連携施策に取り組む。	小矢部市及び高岡市と連携・協力して圏域マネジメント能力の強化に係る各種連携施策に取り組む。	射水市及び高岡市と連携・協力して圏域マネジメント能力の強化に係る各種連携施策に取り組む。

議案第 100 号

南砺市とのとやま呉西圏域連携中枢都市圏形成に係る連携

協約の変更に関する協議について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 2 第 4 項の規定により、別紙のとおり南砺市とのとやま呉西圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約を変更することに關し協議することについて、同条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 月 4 日 提 出

射水市長 夏野元志

(別紙)

射水市及び南砺市におけるとやま呉西圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約

射水市と南砺市が平成28年10月3日付けで締結し、令和3年2月15日付けで変更したとやま呉西圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約を次のとおり締結する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

1 圏域全体の経済成長のけん引に関する取組

取組の内容	射水市の役割	南砺市の役割
構成市で組織する協議会や産学官民によるビジョン懇談会など、推進体制を整備・運営し、圏域の成長戦略である都市圏ビジョンの推進を図る。	高岡市と連携・協力して協議会や懇談会などの推進体制の整備・運営を主体的に行い、都市圏ビジョンの推進に取り組む。	推進体制に参加するとともに、射水市及び高岡市と連携・協力して都市圏ビジョンの推進に取り組む。
異業種交流や新規創業促進、研究機関との共同開発等に係るサポート体制を構築・推進し、圏域の戦略産業の育成に取り組む。	高岡市と連携・協力して圏域の戦略産業の育成に係る各種サポート体制の構築・推進に主体的に取り組む。	射水市及び高岡市と連携・協力して各種サポート体制の構築・推進及び圏域の戦略産業の育成に取り組む。
伝統産業や農林水産物等の地域資源を活用した、新商品の開発や販路開拓、ブランド育成等により、圏域	南砺市及び高岡市と連携・協力して各種地域資源の活用による圏域経済の裾野拡	射水市及び高岡市と連携・協力して各種地域資源の活用による圏域経済の裾野拡

経済の裾野拡大に取り組む。	大に取り組む。	大に取り組む。
観光資源の連携によるマーケティング及びプランディングを推進し、国内外の誘客促進につながる戦略的な観光施策に取り組む。	南砺市及び関係機関と連携・協力して圏域の観光資源を活用した各種観光施策に取り組む。	射水市及び関係機関と連携・協力して圏域の観光資源を活用した各種観光施策に取り組む。

2 高次の都市機能の集積・強化に関する取組

取組の内容	射水市の役割	南砺市の役割
がん医療等における高度な医療サービスの安定的供給や地域医療の質の向上につながる、医療連携の促進や機能強化・充実に取り組む。	南砺市、高岡市及び砺波市と連携・協力して圏域の医療連携の促進や機能強化・充実に取り組む。	射水市、高岡市及び砺波市と連携・協力して圏域の医療連携の促進や機能強化・充実に取り組む。
鉄軌道を中心とする各種公共交通の連携強化を図り、利用促進や利便性の向上につながる広域的公共交通網の構築・推進に取り組む。	南砺市及び高岡市と連携・協力して圏域の広域的公共交通網の構築・推進に取り組む。	射水市及び高岡市と連携・協力して圏域の広域的公共交通網の構築・推進に取り組む。
高度専門的な研究施設整備や地域ニーズに対応する人材育成等に向け、圏域内の企業、大学、行政間の連携推進や活動支援に取り組む。	圏域内の企業、大学、行政間の連携推進や活動支援に主体的に取り組む。	射水市と連携・協力して圏域内の企業、大学、行政間の連携推進や活動支援に取り組む。

3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組

(1) 生活機能の強化に係る分野

取組の内容	射水市の役割	南砺市の役割
-------	--------	--------

病診連携の強化、看護人材の確保、子育て支援、ICTを活用した安定的な医療提供等、地域医療及び介護・福祉サービスの充実に取り組む。	南砺市、高岡市及び小矢部市と連携・協力して地域医療及び介護・福祉サービスの充実に取り組む。	射水市、高岡市及び小矢部市と連携・協力して地域医療及び介護・福祉サービスの充実に取り組む。
ICT教育の推進、地域の歴史文化の相互学習、施設の相互活用、スポーツ活動の機会の充実、交流の促進、競技力の向上等、圏域の教育・文化・スポーツ振興施策に取り組む。	南砺市、高岡市、氷見市及び小矢部市と連携・協力して圏域の教育・文化・スポーツ振興施策に取り組む。	射水市、高岡市、氷見市及び小矢部市と連携・協力して圏域の教育・文化・スポーツ振興施策に取り組む。
地域のにぎわい創出、企業誘致の推進、雇用機会の確保等、地域振興に係る各種施策に取り組む。	南砺市及び高岡市と連携・協力して地域振興に係る各種施策に取り組む。	高岡市と連携・協力して地域振興に係る各種施策に主体的に取り組む。
自然災害や有害鳥獣等の各種対策に係る連携体制の構築・強化に取り組む。	高岡市と連携・協力して各種災害対策に係る連携体制の構築・強化に主体的に取り組む。	射水市及び高岡市と連携・協力して各種災害対策に係る連携体制の構築・強化に取り組む。
環境負荷の低減と持続可能な社会形成に向け、環境保全活動や各種生活関連機能の相互連携に取り組む。	高岡市と連携・協力して環境保全活動や各種生活関連機能の相互連携に主体的に取り組む。	射水市及び高岡市と連携・協力して環境保全活動や各種生活関連機能の相互連携に取り組む。

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る分野

取組の内容	射水市の役割	南砺市の役割
住民の移動手段となる電車・バス等、地域公共交通のネットワーク強化に係る連携施策に取り組む。	高岡市と連携・協力して地域公共交通のネットワーク強化に係る各種施策に主体的に取り組む。	射水市及び高岡市と連携・協力して地域公共交通のネットワーク強化に係る各種施策に取り組む。

定住・移住に係る総合的支援、圏域内外の住民との交流促進、住環境の発信等、圏域定着の促進・強化に取り組む。	南砺市及び高岡市と連携・協力して各種定住・移住施策に取り組む。	射水市及び高岡市と連携・協力して各種定住・移住施策に取り組む。
--	---------------------------------	---------------------------------

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る分野

取組の内容	射水市の役割	南砺市の役割
人事交流、統一的な職員研修、公共施設の相互利用、権限移譲の調査・研究等、圏域マネジメント能力の強化に係る連携施策に取り組む。	南砺市及び高岡市と連携・協力して圏域マネジメント能力の強化に係る各種連携施策に取り組む。	射水市及び高岡市と連携・協力して圏域マネジメント能力の強化に係る各種連携施策に取り組む。

議案第101号

指定管理者の指定について

射水市観光交流センターの指定管理者について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和7年12月4日 提出

射水市長 夏野元志

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

射水市観光交流センター

2 指定管理者となる団体の名称

新港ビル 株式会社

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第102号

指定管理者の指定について

大島農村環境改善センター及び大島北野河川公園施設の指定管理者について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和7年12月4日 提出

射水市長 夏野元志

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

大島農村環境改善センター及び大島北野河川公園施設

2 指定管理者となる団体の名称

特定非営利活動法人 おおしま熱中塾

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第103号

指定管理者の指定について

射水市営住宅等の指定管理者について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和7年12月4日 提出

射水市長 夏野元志

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

射水市営住宅、特定公共賃貸住宅、改良住宅、都市再生住宅及び共同施設

2 指定管理者となる団体の名称

株式会社 ホクタテ

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第104号

指定管理者の指定について

射水市フットボールセンターの指定管理者について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和7年12月4日 提出

射水市長 夏野元志

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

射水市フットボールセンター

2 指定管理者となる団体の名称

IMIZU F C パートナーズ

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで